

議第105号

呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市手数料条例の一部を改正する条例

呉市手数料条例（平成12年呉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第6（第2条関係）			別表第6（第2条関係）		
建築関係			建築関係		
手数料を徴収する事務	手数料の額		手数料を徴収する事務	手数料の額	
	単位	金額		単位	金額
1・2 略			1・2 略		
3 法第7条第1項の規定に基づく建築物（法第7条の3第4項の規定により中間検査を実施した建築物を除く。）の完了検査の申請又は法第18条第16項の規定に基づく建築物（同条第20項の規定により中間検査を実施した建築物を除く。）の工事完了の通知に対する審査	略		3 法第7条第1項の規定に基づく建築物（法第7条の3第4項の規定により中間検査を実施した建築物を除く。）の完了検査の申請又は法第18条第20項の規定に基づく建築物（同条第29項の規定により中間検査を実施した建築物を除く。）の工事完了の通知に対する審査	略	
4 法第7条第1項の規定に基づく建築物（法第7条の3第4項の規定により中間検査を実施した建築物に限る。）の完了検査の申請又は法第18条第16項の規定に基づく建築物（同条第20項の規定により中間検査を実施した建築物に限る。）の工事完了の通知に対する審査			4 法第7条第1項の規定に基づく建築物（法第7条の3第4項の規定により中間検査を実施した建築物に限る。）の完了検査の申請又は法第18条第20項の規定に基づく建築物（同条第29項の規定により中間検査を実施した建築物に限る。）の工事完了の通知に対する審査		

5 法第87条の4若しくは第88条第1項若しくは第2項の規定により準用する法第7条第1項又は第18条第16項の規定に基づく建築設備若しくは工作物の完了検査の申請又は工事完了の通知に対する審査

6 法第7条の3第1項の規定に基づく建築物の中間検査の申請又は法第18条第19項の規定に基づく建築物の特定工程終了の通知に対する審査

7 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において法第7条の6の規定を準用する場合の同条第1項第1号又は第2号を含む。）又は法第18条第24項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において法第18条の規定を準用する場合の同条第24項第1号又は第2号を含む。）に規定する検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査

8～58 略

備考 略

別表第6の3（第2条関係）

建築物省エネ法関係

略

備考

5 法第87条の4若しくは第88条第1項若しくは第2項の規定により準用する法第7条第1項又は第18条第20項の規定に基づく建築設備若しくは工作物の完了検査の申請又は工事完了の通知に対する審査

6 法第7条の3第1項の規定に基づく建築物の中間検査の申請又は法第18条第28項の規定に基づく建築物の特定工程終了の通知に対する審査

7 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において法第7条の6の規定を準用する場合の同条第1項第1号又は第2号を含む。）又は法第18条第38項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において法第18条の規定を準用する場合の同条第38項第1号又は第2号を含む。）に規定する検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査

8～58 略

備考 略

別表第6の3（第2条関係）

建築物省エネ法関係

略

備考

<p>1 略</p> <p>2 「消費性能基準適合図書」とは、当該建築物の建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は<u>第18条第18項</u>に規定する検査済証の写し及び次に掲げる図書等をいう。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>1 略</p> <p>2 「消費性能基準適合図書」とは、当該建築物の建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は<u>第18条第22項</u>に規定する検査済証の写し及び次に掲げる図書等をいう。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

付 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法の一部改正に伴い、所要の規定の整理をするため、この条例案を提出する。